

保育所保育料の延滞金徴収について

松江市では保育所保育料について、期日までに支払いがない場合は、松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（平成 17 年松江市条例第 70 号）第 2 条の規定により、延滞金を加算して徴収することとなっております。納期限の翌日から保育料完納の前日までの期間の日数に応じ、保育料に以下の割合をそれぞれ乗じて計算した額を延滞金とし、別途徴収します。

【延滞金の計算について】

(A) 納期限の翌日から 1 か月を経過する日まで	各年の延滞金特例基準割合(*)に年 1%を加算した割合（ただし、加算した割合が年 7.3%を超える場合は年 7.3%） 令和 4 年の延滞金特例基準割合は 1.4%なので、それに 1%を加算 ≒年 2.4%
(B) 納期限の翌日から 1 か月を経過した日から	各年の延滞金特例基準割合(*)に年 7.3%を加算した割合（ただし、加算した割合が年 14.6%を超える場合は年 14.6%） 令和 4 年の延滞金特例基準割合は 1.4%なので、それに 7.3%を加算 ≒年 8.7%

(*)租税特別措置法第 93 条第 2 項に規定する、財務大臣が告示する平均貸付割合に年 1%を加算した割合。令和 5 年の延滞金特例割合については、令和 4 年 11 月 30 日までに財務大臣が告示することとなっています。

※保育料に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算し、保育料が 2,000 円未満の時は、その全額を切り捨てます。

※延滞金に 100 円未満の端数があるときは端数金額を切り捨て、延滞金金額が 1,000 円未満の時はその全額を切り捨てます。

(延滞金の算定例)

月額 30,000 円の保育料がかかっており、令和 4 年 4 月分の保育料（納期限 5 月 2 日）を 180 日間滞納した（10 月 30 日に支払いをした）場合

$$\text{計算式} : (A) 30,000 \text{ 円} \times \frac{30}{365} \times 2.4\% = \underline{60 \text{ 円}} + (B) 30,000 \text{ 円} \times \frac{150}{365} \times 8.7\% = \underline{1,072 \text{ 円}}$$

$$(A) + (B) = 1,132 \text{ 円} \Rightarrow 100 \text{ 円未満を切り捨て、} \underline{1,100 \text{ 円}} \text{を延滞金として徴収します。}$$